

基安化発第 1214001 号  
平成 17 年 12 月 14 日

協同組合日本製パン製菓機械工業会理事長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

製品への石綿の使用の中止について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿（アスベスト）による健康被害が社会的な問題となっていることから、平成 16 年 10 月 1 日から労働安全衛生法の規定に基づき、石綿を含有する建材、摩擦材及び接着剤については、製造、輸入、譲渡、提供及び使用が禁止されているところですが、これら以外の製品についても、速やかに代替化を行い無石綿の製品にすることが強く求められているところです。

このため、政府として、現在、製造等が禁止されていない石綿含有製品についても、早期に代替品への転換を進め、石綿の使用等の全面禁止が行えるよう検討を行っているところですが、貴工業会におかれましても、会員各社に対し、パン焼き用オーブンのパッキン等、現在石綿を含有した部品を製品に使用しているものがある場合は、直ちに無石綿の部品に代替化を図るよう周知、徹底下さるようお願い申し上げます。